

## 教員免許更新制について

2007年6月の改正教育職員免許法の成立により、2009年4月1日から教員免許更新制が導入されました。今から免許状を申請される方には、10年間の有効期間が付された新免許状が発行されることとなります。（ただし、2009年3月31日までに1枚でも教員免許状を交付されている方には有効期間は付されません。）

### 1. 普通免許状の有効期間は、所要資格を得て(※)から 10年後の年度末までです。

※「所要資格を得て」とは、免許状の授与に必要な学位と単位(教育職員免許法施行規則第66条の6に定める「日本国憲法」「体育」「外国語コミュニケーション」「情報機器の操作」及び「介護等の体験」を除く。)を満たした状態のことをいいます。

たとえば、2019年度中に免許状授与に必要な単位を満たし、必要な学位を授与された場合、免許状の申請の有無にかかわらず、有効期間は2030年3月31日までとなります。

また、例えば「日本国憲法」のみ未修得で免許状を取得できなかった場合においても、「日本国憲法」は所要資格に入らないため、有効期間の起算が始まり、翌年に「日本国憲法」を修得し、同年度の3月に免許状を申請・交付されたとしても有効期間は変わらず 2030年3月31日までとなります。

### 2. 有効期間満了日が近づいてきたら

#### (1) 現職教員等、免許状更新講習受講対象者(※)として認められている方

有効期間満了日の2年2か月前から2か月前までの2年の間に、免許状更新講習を受講し、都道府県教育委員会に免許状更新の申請を行う必要があります。

有効期間満了日までに更新講習を受講・修了しなかった場合には 免許状は失効することとなります。

#### (2) 教員として働いていない等、免許状更新講習受講対象者(※)として認められていない方

免許状更新講習を受講できないため、免許状は失効します。ただし、教員の職に就こうとする前までに更新講習を受講・修了することによって有効な免許状を再び取得することができます。

※免許状更新講習は、教員免許状を有する者全員が受講できるものではなく、現職教員や、教員として雇用予定の方等、受講対象者が免許法で規定されています。ただ、今後の免許法改正により変更されることもあり得ますので、実際に受講する際には受講対象者として該当するかどうかを各自で確認してください。

○免許状が失効した場合でも、免許状を取得した際に授与の基礎となった教職課程の単位まで無効にはなりません。よって、改めて大学で教職課程を受講し単位を取得する必要はなく、更新講習を受講・修了し、都道府県教育委員会へ免許状授与に必要な書類を添えて免許状の授与を申請することにより、新たな有効期間が付された免許状の授与を受けることができます。

○免許状が失効した場合でも、履歴書などに教員免許状を授与された旨の記載をすることは可能ですが、更新講習を受講していない旨を併記する必要があります。

例：2020年3月 中学校教諭一種免許状(社会)授与(更新講習未受講)

★免許状更新制の詳細については文部科学省のHPを確認してください。

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/koushin/08051422.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/koushin/08051422.htm)

★教員免許更新制に関する申請手続については、お住まいの都道府県教育委員会のHP等を確認してください。

(参考)大阪府教育委員会ホームページ

[http://www.pref.osaka.lg.jp/annai/menkyo/detail.php?recid=5414&sin\\_recid=13087](http://www.pref.osaka.lg.jp/annai/menkyo/detail.php?recid=5414&sin_recid=13087)